

令和7年11月24日

横浜市建築局
局長 清田 伯人 殿

(仮称)ガーラ・レジデンス洋光台に係る中高層条例に 規定する説明事項が未了であることの確認要請書(その2)

(仮称)ガーラ・レジデンス洋光台計画
近隣住民代表 [REDACTED]

前略 何時も市民のためにご尽力いただき感謝いたします。

標記書簡に関しては、令和7年11月22日付け書簡を第一弾として送付しています。

その書簡の中で、近隣説明等報告書が正式受理か否かは確認中と記載しましたが、本日朝、現場の掲示看板に「隣説明等報告書」の提出年月日が、令和7年11月21日と掲示されたことを確認しました。即ち、情報相談課が FJ ネクストから、本件事業に係る「近隣説明等報告書」を正式受理したこと理解しました。明日(11/25)、当該近隣説明等報告書につき、開示請求を行い、開示日である令和7年12月9日に、事業者側の記載内容の確認と記載内容に虚偽あるか否かを確認する所存です。

当然、情報相談課が近隣説明等報告書の記載内容に関し、どのような判断を行ったのか(行うのか)は、12月の請願書審査の際の論点になりますので、当該報告書の審査に係る起案文書を作成する際は、具体的に判断した理由を附してください。無論、近隣説明等報告書の決裁のための起案文書も後日開示請求を致しますので、その点が欠落した判断の場合は、後日、建築確認申請の許可(確認済み)が下りた際に、許可に至る途中において瑕疵があるとし、許可の取り消しの審査請求を行う予定です。

さて、本件に関しては、令和7年10月17日に、[REDACTED]市議の控室において、[REDACTED]市議立会いの下、松永情報相談課長及び西村係長と私共住民と協議を行っています。

その際に、私から松永課長に対し、FJ ネクストの代理人弁護士から令和7年10月10日付けの通知書が届き、本件工事の施工業者が横浜市内の「馬淵建設株式会社」に決まった旨を報告し、今まで、FJ ネクストが「ゼネコンが決まったら説明する。」として、近隣住民への説明をまったく行っていない、中高層条例に規定する「工期、工法及び周辺への安全対策の概要」や「その他周辺環境に及ぼす著しい影響及びその対策」(例えば、土壌汚染の調査結果及び除染対策工事中に住民が注意すべきこと、雨水及び生活排水が北東側擁壁下で溢れないか否かなど。横浜市の専門部署のみどり環境局及び下水道河川局の担当者らが、専門的な資料のため、資料の配布だけでは近隣住民は理解できないと認めている)の説明すべき項目についての、説明会をFJ ネクストに指導することを要請しました(住民が集団のため説明会の方が効率的)。

その際、松永課長と交わした会話のポイント部分を以下に記載します(松永課長の了解の下、ICレコーダーに録音済み)。

松永課長 「説明会の開催要請は、FJネクストの担当者に会うたびに指導しています。」

「でも、彼等、なかなか我々の言うことを聞かないのですよ。」

「もう、■■■■さんとも2年間も付き合っているじゃないですか？」

住民代表 「言っているだけで実現しなければ、職員がいる意味が無いですね。」

「市民からは、横浜市がFJネクストに馬鹿にされている様に見えますよ。」

「条例に規定される近隣住民への最低限の説明項目の説明が済んでからでなければ、近隣説明等報告書の受理は出来ないはずですよ。」

「FJネクストに対し説明をしなければ、近隣説明等報告書は受け付けないと言ったら良いじゃないですか」

松永課長 「意見書交付の段階で、説明会を開催するように、意見書に載せますから、それで良いじゃないですか。」

住民代表 「意見書に強制力はないことは、担当者からお聞きして知っています。」

「それでは、住民を諦めさせるための意味のない、この場を凌ぐための、騙しの様な説明ですね。」

松永課長 「今後も機会を捉えて、FJネクストに説明会の開催を要請していきます。」

住民代表 「中高層条例上に定められた最低限の説明項目の説明会が開催されるまで、近隣説明等報告書は安易に受理しないでください。」

以上の会話を、傍らで聞いていた■■■■市議から、

■■■■市議 「課長さんも大変、ご苦労様だけども」と前置され、

「今、じっと聞いていたけど、■■■■さんの言っていることの方が、筋が通っているように感じますが、建築局はどう考えているの？」

松永課長:「分かりました」、「引き続き必要な説明を行うように指導します。」

上記記載の松永課長との面談時の内容を翻してまでして、所管課である情報相談課の担当者らが、近隣説明等報告書を正式受理する理由は、何処にも見当たらないと考えます。清田局長も、所管課の松永課長らから、正式受理に至った状況等を十分に確認し、本件に係る近隣説明等報告書の慎重な決裁を求めます。近隣住民は、本件近隣説明等報告書は、「審査不受理」に該当する事案と思料しますので、その点も念頭に置いた適切な判断を要請します。

現状では、公正中立の立場である貴局の担当者らが、近隣住民との協議結果を黙殺し、ただただ、本件事案を終わらせたい一心で、弁護士を就けてまでして、頑なに説明(会)から逃避している建築主FJネクストに加担していることを付言します。

以上

注)本書簡は、請願書(その7)に添付すると共に、個人情報保護(公職者は除く)したうえで、「青空を渡さない会」のホームページに掲載する予定です。